

軽富 第17号
令和5年2月9日
軽費老人ホーム
富士見が丘いこいの園
施設長 宮澤 良男

保証人各位

面会制限の緩和についてのお知らせ

前略

保証人の皆様には益々ご健勝のことと拝察いたします。

新型コロナウイルス感染防止のため、保証人の皆様には様々なご協力をいただいておりますことに改めて御礼申し上げます。

いこいの園におきましては、昨年11月から12月にかけて新型コロナの感染者が出ましたが、利用者の皆様の協力もあり、感染された皆様は軽症にて回復されました。

その後は、現在まで、新型コロナへの感染者は利用者様、職員とも出ておりません。皆様にはご心配をおかけいたしました。今後は感染対策を続けながら、面会制限の緩和を進めていきたいと考えます。(2月15日午後より面会制限の緩和を行います)皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

草々

○面会について《2月15日(水)午後より》

- ① 面会は、事前に予約のご連絡をお願い致します。
- ② 面会の時間枠は、午前2枠、午後3枠ございます。
午前は、9:30~10:00、10:15~10:45
午後は、13:45~14:15、14:30~15:00、15:15~15:45
- ③ 集会室にて、マスク着用、アクリル板越し、1度に3名様まで可能と致します。

※なお、行事の都合により面会日、面会時間についてご希望に添えない場合もございます。また、別紙に、面会実施の際の感染防止対策を記載いたしました。ご協力をお願い致します。

富士見が丘いこいの園における

面会時の感染防止対策

- ① 受付にて体温を計測していただき、発熱がある場合は面会をお断りいたします。
- ② 面会者に、のどの痛み、咳、倦怠感等の感染症が疑われる症状がある場合その他体調不良である場合は面会をお断りいたします。
- ③ 面会者には、受付にて、氏名、ご住所、連絡先をご記入いただきます。
面会后 2 日以内に発症、もしくは感染していたことが明らかになった場合は必ず施設に連絡をお入れください。
- ④ 面会時はマスクの着用、面会前の手洗い、手指消毒を行ってください。
- ⑤ 面会時は、アクリル板越しに、一定の距離を確保し、面会者の手指や飛沫が利用者様に触れないようにしてください。
- ⑥ 面会時の飲食はせず、大声での会話は控えてください。
- ⑦ 面会者は以下の条件を満たすことが必要です。
 - ・濃厚接触者ではないこと。
 - ・同居家族や身近な方に感染者あるいは、発熱等の感染症が疑われる症状がないこと。
 - ・過去 2 週間以内に感染者、感染の疑いがある者との接触がないこと。
 - ・過去 2 週間以内に発熱等の感染症が疑われる症状がないこと。
 - ・過去 2 週間以内に、政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航歴がないこと。

以上